

新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態宣言の対象区域拡大を受けて

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、1月7日の首都圏4都県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）に加え、大阪府、兵庫県、京都府の関西3府県、愛知県、岐阜県の中部2県、栃木県、福岡県に発出され、対象区域が11都府県に拡大した。

各地で感染拡大に歯止めのかからない極めて深刻な状況が続く中で、国・地方自治体、事業者、国民一丸となって、何としてもこれ以上の感染拡大を阻止し、安全安心の最後の砦となる医療体制の崩壊を防がなくてはならない。

国においては、特措法・感染症法の早急な改正、早期のワクチン接種体制の確立も含めあらゆる対策を徹底して講じるとともに、新型コロナウイルス感染症への一致団結した国民行動により、この国家的危機を乗り越えることができるよう、引き続き強力なリーダーシップをお願いする。

我々町村も、国及び都道府県・都市自治体とともに心をひとつにして、現場での対策に全力で取り組んでいく決意である。

令和3年1月13日

全国町村会長
荒木泰臣